「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施要領

平成31年(2019年)４月１日

令和６年(2024年)４月１日

# 第１　趣旨

この要領は、木材をはじめとする林産物、水、景観や空間、CO2吸収量クレジットなど、森林資源の持つ多様な価値を総合的に活用し、山村地域の活性化や持続的な森林環境の保全につなげることを目的とする「やまの健康」森の恵み活用促進事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）第20条および滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱（昭和61年11月20日伺定。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づいて、必要な事項を定めるものとする。

# 第２　事業主体

事業主体は、県内に活動の本拠を有し、地域の森林資源等を活用する団体（以下「団体」という。）とする。ただし、３人以上の地域住民等で構成されていること。

# 第３　事業内容

事業主体が、地域の森林資源等を活用し、持続的なビジネスを創出することにより、山村地域の活性化を図るため、以下の業務に必要な経費を支援する。

(1) 事業可能性調査等に関する業務

会議の開催、森林資源等の発掘、事業計画策定、市場調査等に要する経費

(2) 商品開発等に関する業務

試作品製作、販売実践、アンケート調査、広告宣伝や出展等に要する経費

(3) 人材育成等に関する業務

商品企画や販売流通にかかる研修参加、先進地視察等に要する経費

(4) その他知事が必要と認めるもの

# 第４　補助対象経費

補助対象経費は、事業主体の活動に要する人件費、賃金、謝金、旅費、印刷費、会議費、使用料、賃借料、通信運搬費、委託料、負担金、資機材費および消耗品費とする。

ただし、人件費と資機材費の合計は、補助対象経費の２／３以内とするものとし、機械器具や備品の購入にあたっては、原則として１件あたり10万円以内とすること。また、事業主体の構成員への支出総額が、補助対象経費の１／２を上回ってはならないものとする。

# 第５　補助率等

知事は、予算の範囲内で事業主体へ補助金を交付するものとし、補助率は定額とする。なお、補助金の上限額は１団体あたり50万円とする。

# 第６　事業実施計画書の提出

本事業を実施しようとする団体は、事業実施計画書（別紙様式１）および団体の概要（別紙様式２）を作成し、事業主体の代表者の住所を管轄する森林整備事務所長もしくは西部･南部森林整備事務所高島支所長（以下「所長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

# 第７　事業採択

琵琶湖環境部森林政策課長は、事業主体から提出された事業計画書を審査したうえで、その内容が適正と認められる場合は必要となる補助金を配分し、所長等は、別紙様式３により事業主体に補助金額を内示するものとする。

# 第８　交付申請

事業主体は、規則第３条の規定による補助金の交付の申請には、要綱第４条に規定による事業計画書を添付しなければならない。

なお、１団体が同じ森林資源を活用する取組について、最長３年を限度として事業を計画することができるものとするが、次年度以降の予算が確保されるものではない。

# 第９　交付決定

所長等は、規則第６条の規定により補助金の交付の決定をしたときは別紙様式４により通知するものとする。

# 第10　実績報告

事業主体は、規則第12条に規定する実績報告には、要綱第９条に規定する事業実績書のほか、次に定める書類を添付するものとする。

(1) 「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施状況報告書（別紙様式５）

(2) 事業実施状況写真

(3) 委託契約書の写し（業務を委託した場合）

# 第11　補助金の額の確定

所長等は、規則第13条の規定により補助金の額を確定の決定をしたときは、別紙様式６により通知するものとする。

# 第12　その他

事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めることとする。

# 付　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別紙様式１（実施要領第６）

番　　　　　 号

 　 令和　年　月　日

 （あ て 先）

 　滋賀県知事 あて

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあっては名称および代表者の職名・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　（自治体にあっては市（町）長の氏名）

　　　　　　発行責任者　氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）

　　　　　　　・担当者　　　（自治体にあっては担当者の氏名）

　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　電話番号

令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施計画書の提出について

 このことについて、別添事業実施計画に基づき事業を実施したいので、計画書を提出します。

「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施計画書

１　事業の目的

２　事業実施期間 自　令和　　年　　月　　日

 至　令和　　年　　月　　日

３　事業計画

（１）事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業主体（団体名称） | 事業費 | 負担区分 | 備考 |
| 県補助金 | 市町費 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

※県補助金は千円未満切捨とすること。

（２）活用する森林資源等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 活用方法 | 調達方法 | 備考 |
|  |  |  |  |

※活用方法欄には、主な事業実施場所も記載すること。

４　収支予算

（１）収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備　　考 |
| 県補助金 | 円 |  |
| その他 |  |  |
| 合　計 |  |  |

（２）支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備　　考 |
|  | 円 |  |
| 合　計 |  |  |

　※実施要領第４に示す補助対象経費ごとに金額を記載すること。

別紙様式２（実施要領第６）

団体の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名称 |  | 構成員数 |  |
| 代表者氏名 |  | 代表者住所 〒TEL/FAXE-mail |
| 事務局氏名 |  | 事務局住所 〒TEL/FAXE-mai |
| 構成員名簿（地域住民に該当する者にあっては、確認欄に○を記すこと。） |
|  | 氏　　名 | 確認欄 |  | 氏　　名 | 確認欄 |
| １ |  |  | ６ |  |  |
| ２ |  |  | ７ |  |  |
| ３ |  |  | ８ |  |  |
| ４ |  |  | ９ |  |  |
| ５ |  |  | 10 |  |  |
| これまでの活動実績等 |
| 備　考 |

※団体の概要説明として、団体の規約、決算書、総会資料等を添付すること。

別紙様式３（実施要領第７）

 番　　　号

 年　月　日

 （事業主体）　あて

 　　　　　　　　所　長　等

令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業の補助金の内示について（通知）

この事業の補助金額を下記のとおり内示します。

なお、滋賀県補助金等交付規則第３条の規定に基づく補助金交付申請書を令和　　年　　月 日までに提出してください。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 既 内 示 | 今回内示 | 計 | 備　　考 |
| 補助金内示額 | 円 | 円 | 円 |  |

別紙様式４（実施要領第９）

 番　　　号

 年　月　日

 （事業主体）　あて

 　　　　　　　　　 知　　　事

令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業費補助金の交付決定について（通知）

 令和 　年 月 日付け第 　号で申請のあった令和　 年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業費補助金については、滋賀県補助金等交付規則第４条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第６条の規定により通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 　　　号で申請（以下「申請書」という。）のあった令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２ 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 既交付決定額 | 今回追加（または変更）額 | 交付決定額 |
| 補 助 金の 額 |  円 | 円 |  円 |

３ 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

４ 補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号）、滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱（昭和61年11月20日伺定）、「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施要領（平成31年４月１日滋森政第514号）、その他関係通知に従わなければならない。

５ 補助事業者は、補助事業により取得しまたは効用の増加した財産ならびに補助事業により設置した施設については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。

６　補助事業者は、補助事業により取得した財産について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）においては、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

また、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより、収入がある場合は、その収入の補助金相当分の全部または一部を県に返還しなければならない。

７ 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿ならびに当該収入および支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して５か年間保存しなければならない。

別紙様式５（実施要領第10）

「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施状況報告書

１．事業実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 実施内容（詳細） | 経　費 | 備　考 |
|  |  | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |

※実施内容（詳細）欄には、日時、場所、実施した内容等を記載すること。また、備考欄には、支出先等を記入すること。

２．今後の課題等

|  |
| --- |
|  |

別記様式６（実施要領第11）

 番　　　号

 年　月　日

 （事業主体）　あて

 　　　　　　　　　 知　　　事

令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進業費補助金の額の確定について（通知）

 令和　 年 月 日付け第 　 　号で提出のあった令和　　年度「やまの健康」森の恵み活用促進事業実績報告書に基づき、令和 　 年 月 日付け第 　号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、滋賀県補助金等交付規則第13条の規定により金 円に確定したので通知します。